

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年9月6日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	投資家経営者一心同体E T F
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 20億円を上限とします。 (2)継続申込額 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月21日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、投資制限の変更に伴い記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

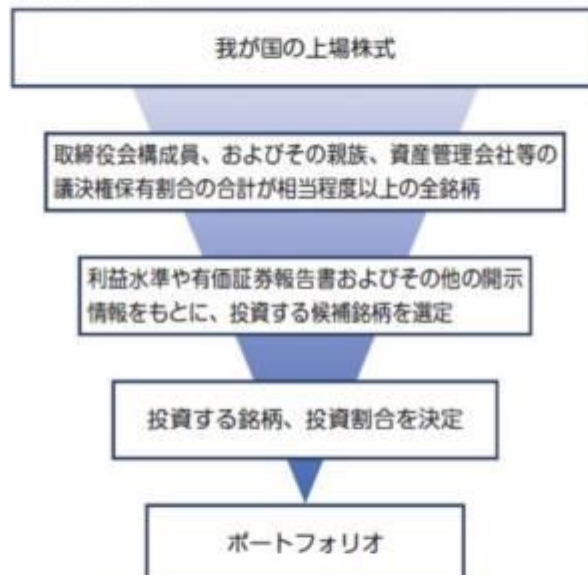
③ ファンドの特色

■主要投資対象

我が国の金融商品取引所に上場する株式を主要投資対象とします。

株式への投資にあたっては、取締役会構成員、およびその親族、資産管理会社等の議決権保有割合の合計が相当程度ある企業のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

運用のプロセス



取引所における売買

上 場 日 ： 2023年9月7日

上 場 市 場 ： 東京証券取引所

売 買 単 位 ： 1口単位

手 数 料 ： 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①主として、我が国の金融商品取引所に上場する株式に投資します。
- ②株式への投資にあたっては、取締役会構成員、およびその親族、資産管理会社等の議決権保有割合の合計が相当程度ある企業のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。
- ③当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況が急激に変化したとき、または市況の急激な変化が予想されるとき、分配金の支払いを準備するとき、ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われないときがあります。

■主な投資制限

株式への投資割合	制限を設けません。
投資信託証券 (上場投資信託証券を除きます) への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
信用取引の利用	保有している株式のヘッジ目的のため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。
デリバティブ取引の利用	価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
同一銘柄の新株引受権証券 および新株予約権証券への 投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品賃料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年9月10日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

2【投資方針】

（5）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

<訂正前>

1)～8) (略)

9) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

10) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内と

します。

- 11) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 12) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

1)～8) (略)

- 9) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。